

○平成 30 年度八王子市子どもの安全安心自転車ヘルメット着用推進補助金交付要綱

平成 30 年 4 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 この要綱は、子ども自転車ヘルメット（以下、「ヘルメット」という。）を助成対象者に販売した事業協力店に対し補助金の交付を行い、ヘルメット助成事業を実施することにより、ヘルメットの着用普及の促進を図り、子どもの交通事故防止及び事故被害軽減を図ることを目的とする。

(通則)

第 2 条 補助金の交付については、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和 35 年 5 月 16 日規則第 19 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成対象者 市内に住所を有する小学校(私立を含む)児童又はその保護者。
- (2) ヘルメット 自転車に乗車する際に着用するヘルメットであつて、一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証した S G マーク付のもの及び同等の基準を満たすものをいう。
- (3) 事業協力店 市内で自転車の小売及び点検を業とする者又は東京都自転車商協同組合八王子支部の加盟店で、市と八王子市子どもの安全安心自転車ヘルメット着用推進事業に関する協定を締結している者。

(交付対象)

第 4 条 補助金は予算の範囲内において、助成対象者に対し協定に基づいてヘルメットを販売した事業協力店に交付するものとする。

(補助金額)

第 5 条 補助金額は、ヘルメット販売個数 1 個につき 2,000 円とする。但し、当該ヘルメットの販売金額が 2,000 円未満のときは、当該販売金額とする。(助成対象児童 1 人について小学校在学中に、2 回まで助成できる。ただし、同時に 2 回助成を受けることはできない。)

(交付申請)

第 6 条 事業協力店は補助金の交付を受けようとするときは、八王子市子どもの安全安心自転車ヘルメット着用推進補助金交付申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて、当月分を翌月までに(3 月分は 3 月 31 日までに)市長に申請するものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められた場合は、この限りではない。

- (1) 助成対象者より提出を受けた購入助成申込券(第 3 号様式)
- (2) 助成対象者より提出を受けた申請書(第 4 号様式)
- (3) 前号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、子どもの安全安心自転車ヘルメット着用推進補助金交付決定通知書(第 2

号様式)により通知するものとする。

- 2 前項の規定による交付の決定に際し、補助金等に係る予算執行の適正を図るため必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

(事業協力店の責務)

第8条 事業協力店は、助成事業に係る帳簿、その他資料を、助成事業の完了後、5年間保存しなければならない。

- 2 事業協力店は、市長若しくはその委任を受けたもの又は監査委員の監査に応じなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業協力店が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(4) 前各号のほか、補助金等の交付の手續等に関する規則及び他の法令に違反したとき。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合、既に補助金を受領しているときは、市長の指示するところにより、取り消された補助の額を返還しなければならない。

- 3 前項のほか、助成対象者の偽りその他不正の申請により事業協力店が補助金の交付を受けたときは、市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるとともに、市長の指示するところにより、助成対象者は取り消された補助の額を返還しなければならない。

(補助金の請求及び受領)

第10条 補助金交付決定の通知を受けた事業協力店は、八王子市子どもの安全安心自転車ヘルメット着用推進補助金請求書(第5号様式)により補助金を請求し、その交付を受けるものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 事業協力店は、ヘルメットの販売に伴い知り得た個人情報を漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。